

令和7年度第1回登別市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日時：令和7年7月1日（火）

18時30分～19時00分

場所：登別市役所 2階 第2委員会室

1. 報告第1号 登別市地域包括支援センター令和7年度事業計画及び収支予算について

議長 文字が小さくて見づらいので、大きくするか濃くするか間隔を空けるかとか、次回からで良いので工夫出来ないか。

事務局 枚数を増やすことも可能なので、見やすいように作成します。

議長 収支予算書くらいが見やすい。

事務局 わかりました。

議長 予算書のところで、けいあいはい役員報酬が1,082千円、ゆのか・あおいは0円である。差があるがこれはどういう風に理解すれば良いか。

事務局 市からの委託料の中で法人がやりくりしている内容が記載されているものでありまして、けいあいが1,082千円、ゆのか・あおいは0円ということです。

議長 役員報酬は運営費とは違うのではないか。市からの委託料である23,001千円の収入は全て包括支援センターの運営費として支出しなければおかしいのではないか。そうすると、役員報酬分を引いた額が委託料となるのではないか。逆に言うと余るから報酬にいったのではないか。そういう風な理解になってもおかしく無いと思ってしまう。

事務局 包括支援センターを運営していただくためにお支払いしている委託料で、その法人として包括支援センターを運営していただくのに、役員報酬に充てるというのは法人のお考えによるものと認識しております。

議長 包括支援センターに対する委託料ではないのか。包括支援センターの職員に対する人件費とか運営費として使われることは良いと思うが。

事務局 理事の方々は包括支援センターの職員を管理していますので、法人としての役員の皆様の仕事になってくると思います。ここに充てられていることは法人の考えで良いのではないかと認識しております。

議長 補助金は様々な問題がある。委託料等。返してもらわなければならない。余ったら返すというシステムになっている。だから、今回だと返さないといけないお金ではないか。他の市町村もこういうのが普通であれば別に問題はないのかなと思うけど。

事務局 ただいま千葉会長にいただいたお話につきましては、他の市町村の包括支援センターの状況も勉強させていただいて、このお金のやりくりで良いのかということも含めて研究させていただきます。

議長 登別市の場合、3包括が全て民間委託である。白老町のように直営のところもあるので、直営のところとも比べてみてほしい。こういうことをしているのかどうか。

あと、皆さん何かありますか。

委員 直接、これからは離れるかもしれないですが、確認させていただきたい事項で、私は民生委員の会長をしています。うちの地区の民生委員さんが実際に高齢者の方を支援するにあたって、最終的な決断を誰がするのかということで揉めたことがありました。市なのか包括支援センターなのか。民生委員が最終的に警察を呼んでくださいと指示をもらったとしても、それを出来る民生委員さんは少ないと思う。私はしますけど。ですから、市と包括支援センターと高齢者の方を支援する上での最終決断をする方はどこなのかということをお聞かせ願いたい。結局、お休みの日とか夜だと市はいないですよ。

事務局 例えば、高齢者の方と連絡がつかないとかですか。

委員 今回の場合は、精神障害がある方のご主人が入院し、妻が家に一人になった。民生委員さんが様子を見に行っても家から出てこない。遠方の娘さんに来てもらったがそれでも家から出てこず、家の中で暴れているようだった。包括支援センターの緊急連絡先に問い合わせたところ、警察に通報するように言われた。夜だったので、市も包括支援センターもいなくて、民生委員は通報できなかった。その民生委員から私に「こういう場合はどうすれば良いですか」と相談があった。私としては、事務局とか包括支援センターには、民生委員に最終決断をさせるのはやめてほしいとお願いした。それは、申し訳ありませんが責任は取れませんと。

議長 それは、入院した方ではなくて家にいた奥さんが精神的に不安定だからどうしたら良いかということか。

委員 奥さん入院していただこうと思って消防の方も救急車で来て

くれたのですが、本人が暴れてしまい手がつけられない状況だった。それで、本来かかっている病院も夜だから対応出来ないと断られてしまった。最終的には三愛病院で引き取ってもらえた。

事務局 最終判断をするのがどこかという話とは変わりますが、事案によって最終判断をする場所は変わってくると思う。ただ、迷ったり困ったりした場合は、包括支援センターが24時間受け付けるということもそうですが、警察から我々に連絡が来ることも多々ありますので、先ほど警察に連絡するように言われた時に警察に連絡していただけると我々にも事案によっては連絡が来ます。それも迷う状況であれば、市に連絡をもらえればご案内は出来ます。先ほどは、警察に連絡するように言われても連絡出来なかったということですが、そこは迷わず警察に連絡していただければと思います。

議長 精神科の救急医療システムというのがあります。どこかの病院が救急医療システムで対応することになっていて警察もご存じなので警察からそちらに連絡していただくのが一番良いと思う。

事務局 民生委員さんが警察に通報するのにハードルが高いという内容であれば話は違うのですが、警察に通報してくださいという判断は市や包括支援センターであると思います。ただ、実際に、警察に通報するにしても現場を知らない人間が通報してもなかなか伝わりにくくて・・・という話なのかと思います。包括支援センターの職員が現地に行くかもしれませんが、そこまでにタイムロスがあるかもしれないので、まずは警察に通報してくださいということかと思います。

委員 最終判断は包括支援センターがしてくださるということか。

事務局 はい。判断は包括支援センターや市になると思いますし、市が委託しているのでイコールだと考えてもらって良いのかと思います。ただ、どうしても法律によって委託の包括支援センターでは出来ないことがありますので、それは、包括支援センターから市に連絡がくることもあると思います。

委員 警察に通報する際の最終判断を民生委員がして良いものなのか
事務局 良いと思います。その緊急度合いにもよると思いますが、暴れていて警察が対応しなければいけないものに対して警察を呼ぶことがどうなのかということであれば、呼んでいただいて結構だと思います。

委員 わかりました。ただ、民生委員さんによってはそれはハードル

が高いとはつきりおっしゃる方もいるというのは事実です。

委員 例えば、一般市民の方がそういう事案に触れた場合には警察を呼ぶのが普通だと思います。それがたまたま民生委員さんが呼ばれた、あるいは、民生委員さんが訪問した際にそういうケースがあった場合、一般市民の方でも警察に通報するだろうし、自己を守るためにも通報するだろうし。

事務局 先ほどは、高齢者の事案だったと思いますが、子どもであったり年齢がもうちょっと若い方であったりした場合も、切迫した状況だと思うので、民生委員さんが市に連絡してというよりは、先ほど他の委員の方がおっしゃったように、警察に通報するということがまず一番命に関わることだとは思いますが。

委員 それも重々承知しています。事が起きた時に、市や包括支援センターの職員の方がしっかり事後であっても関わっていただけるという道筋をつけていただかないと、民生委員の皆さんとしてはやってられないよとなる。

事務局 重ねての説明になりますが、警察が対応した後、もしくは対応にあたっては、警察がどこが所管か判断し、連絡して、一緒に動いたり、我々が介入することも多々ありますので、安心してください。警察に最後まで対応するという事ではないので、そこは大丈夫です。

委員 きちんと最終的な関わりと最終的な判断というか、結局その後のこともありますよね。そのことも市で責任を取ってくれるという見解でよろしいですか。

事務局 責任を取ることがどのような事を想定しているかわかりませんが、先ほど言ったように、虐待等が通報があることが多い。障がい者であったり、夫婦喧嘩で子どもがいれば児童虐待だということで、都度、通報ということで我々に情報が入ります。その内容によって、面談に行ったりということで、今後そういうことが起きないように対応します。もしかしたら、民生委員さんが関わっていたよという情報が警察から我々に来なければ民生委員さんに対応した結果を連絡することは無いかもしれませんが、その事案によっては、民生委員さんに関わっていただかなければならないので、連絡して、ケア会議的なことをする場合もあるかと思えます。

委員 例えば、夜や休日に何か起きて、民生委員から市へ連絡をした場合は、きちんと対応していただけるということですか。

事務局 はい。警察から市へ連絡がきた時でも、当直から連絡が入りますので。

現場で切迫した状況であれば、市へ連絡されるよりも、救急や警察へ連絡していただければと思います。

高齢者ということで仮定してお話ししていますが、例えば、子どもであったり、若者であったり、高齢者に該当しない場合は所管が変わってきます。警察がいままで対応してきた中で、どこに連絡をすれば良いかとか詳しいです。包括支援センターも知識を持っていますので、まずは、24時間対応しているところに緊急の連絡をされるのが一番かと思います。

委員 はい。長時間ありがとうございます。

議長 他にご質問ありますか。

(質問等なし)

議長 無いようですので終わります。